

第 2 期 柏原市浄化槽整備推進事業の実施に関する答申書

令和4年7月28日

柏原市浄化槽整備推進事業審議会

令和4年7月28日

柏原市 下水道事業
柏原市長 富宅 正浩 様

柏原市浄化槽整備推進事業審議会
会長 高山 新

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業の実施に関する答申について

柏原市浄化槽整備推進事業審議会（以下「本審議会」という。）は、柏原市下水道事業が実施する第2期柏原市浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり答申いたします。

令和4年6月28日、第1期柏原市浄化槽整備推進事業（以下「第1期事業」という。）の実施状況や事業効果を確認したうえで、本事業の整備区域の設定、事業期間、目標設置基数、整備方法、整備手法、実施方針、特定事業の選定などについて審議を行った結果、今後の柏原市下水道事業にとって有用な事業となることを認めるものです。

なお、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき実施する事業（以下、「PFI事業」という。）として実施するに当たっては、本審議会の意見を参考に事業の透明性を確保するとともに、民間事業者と協力して効率的で質の高い浄化槽整備推進事業を提供できるよう努められることを求めます。

記

1 本審議会における審議経過

本審議会は、柏原市下水道事業から第1期事業の取り組み状況の報告、本事業の概要、整備手法や実施方針（案）等の説明を受け、本事業の進め方について審議を行いました。

2 第1期事業の取り組み状況についての意見

第1期事業では、期間中盤以降に浄化槽の設置基数を伸ばすことが難しくなって来ているが、費用対効果、利用者満足度、大和川の水質改善に一定の効果があるということを踏まえ、引き続き浄化槽整備推進事業を進めていただきたいと思います。

3 本事業全体についての意見

第1期事業の総括を受けて、引き続き本事業に取り組んでいただく内容として、柏原市下水道事業からの方針等に対し修正はなく、提案の通りに進めていただきたいと思います。ただし、より多くの事業者が参加でき、また、より多くの浄化槽が設置されるよう住民に対し積極的な広報活動を行い、浄化槽設置の意義等の理解が得られるよう努力していただくことを要望します。

4 諮問内容についての意見

(1) 本事業の整備区域について

第1期事業と同様に「公共下水道全体計画区域以外の区域」を「浄化槽整備区域」とすることが事業の意義から妥当であると判断します。

(2) 本事業の事業期間について

浄化槽整備推進事業と公共下水道事業は密接に関係しており、公共下水道全体計画区域を見直すこととなった場合、浄化槽整備推進事業の整備区域と整合性を図る必要があるため、公共下水道事業の第9次五箇年計画の終了時期と本事業の終了時期を合わせ、事業期間を「令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間」とすることは妥当であると判断します。

(3) 本事業の目標設置基数について

住民基本台帳等の情報を基に「浄化槽整備区域」の内、世帯がある住宅を抽出し、整備済及び既存の浄化槽を差し引いた「150基の目標設置基数」はおおむね妥当としますが、住民に広く周知することを要望します。

(4) 本事業の整備方法について

個人負担が少ない「市町村設置型」で設置することは妥当とします。なお、浄化槽の機能については、第1期事業で設置している「高度処理型の高度窒素除去型」を採用するよう努めてもらいたいと考えます。

(5) 本事業の整備手法について

整備手法を第1期事業と同じく、設計、建設、維持管理、運営等を長期契約で一括発注するPFI法に基づき実施される公共事業の手法(PFI方式)とすることは、事業者とリスクを分担し、市財政負担額の軽減を見込める等、多くのメリットがあるため、妥当であると判断します。

(6) 本事業の実施方針について

(1)から(5)までの内容を踏まえ、浄化槽の設置、維持管理及び軽微な補修について実施し、市の財政負担の軽減を図りながら、効率的に実施していただくことを要望します。

また、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、技術提案及び価格提案等の内容を総合的に審査し、その評価の高い事業者の順に交渉権を付与する公募型プロポーザル方式で行うことが妥当であると判断します。

そして、住民に対し、積極的に広報活動を行い、設置が促進されるように努めてもらいたいと考えます。

(7) 本事業の特定事業の選定及びVFMの算定について

本事業はPFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して約70百万円の市財政負担額の軽減が見込まれるとともに、事業の効率化、住民サービスの向上、公共用水域の水質改善等、多くの効果が期待できることから、本事業をPFI法第7条の規定に基づく特定事業として実施されることは妥当であると判断します。

【参考資料】

1 第2期 柏原市浄化槽整備推進事業審議会 審議会名簿

(敬称略、順不同)

高山 新	(会長)	大阪教育大学 教授
広谷 博史	(副会長)	大阪教育大学 理事・副学長
井川 一裕		俵法律事務所 弁護士
山口 伸和		柏原市 財務部長
桐藤 英樹		柏原市 市民部長
森本 貞男		柏原市 都市デザイン部長

2 審議日程

回数	開催日(予定日)	内容
第1回	令和4年6月28日	第1期事業の取り組み状況の報告、 本事業の整備区域、事業期間、 目標設置基数、整備方法、整備手法、実施方針 及び特的事業の選定の審議
第2回	令和5年3月中旬(予定)	プロポーザル選定委員会の内容の報告
第3回	令和5年6月下旬(予定)	第1期事業の報告